

○経済産業省告示第七十二号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十条第一項の規定に基づき指定した特定社会基盤事業者の住所に変更があったので、同条第二項後段の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和六年四月一日

経済産業大臣 齋藤 健

- 一 特定社会基盤事業の種類
包括信用購入あっせんの業務を行う事業
- 二 特定社会基盤事業者の名称
三井住友カード株式会社
- 三 変更前の住所
大阪府大阪市中央区今橋四丁目五番十五号
- 四 変更後の住所
東京都江東区豊洲二丁目二番三十一号
- 五 変更年月日
令和六年四月一日